

# 警察における不祥事発生メカニズムの解明と不祥事防止に関する提言

1130487 堀内賢太郎

高知工科大学マネジメント学部

## 1. 概要

本研究では警察不祥事問題について社会心理学を活用し、仮説として『警察官が不祥事を引き起こす心理モデル』を作成し、その仮説心理モデルを過去の不祥事の事例に適用、分析を行い、仮説の有効性の検証及び不祥事が発生した原因の解明、不祥事防止のための施策の提言を行う。

## 2. 背景

1999年の神奈川県警察の一連の不祥事を皮切りに警察不祥事が次々に発覚、報道されたのをきっかけに警察不祥事問題が広く社会に認知されるようになった。

近年では桶川女子大生ストーカー殺人事件に代表される、警察官の職務怠慢及び権限不行使が原因による犯罪被害の拡大という、警察の存在意義そのものを揺るがしかねない深刻な不祥事が続発し、その上現在もなお、同じような不祥事を度々起きている。

## 3. 研究の目的

本研究では社会心理学及びマネジメントの手法を用いて、警察幹部などの実務者が不祥事防止策を制定する際にも活用できる、不祥事を起こした警察官の心理の過程を示した心理モデルを作成し、さらにそれを基に不祥事防止策の提言を行うことを目的とする。

よって本研究はあくまで社会の安全と安心を願う一市民として、警察組織の健全化に協力することを基本姿勢とする。

## 4. 研究方法

本研究では『なぜ警察官が不祥事に走ってしまったのか』を解明するために社会心理学の観点から分析を行った。その結果、合理的行為理論を応用して心理モデルを作成し、出来上がったそのモデルを過去に発生した不祥事の各事例に適用してモデルの有効性の証明とその不祥事における問題点の洗い出しを行い、それを基に考察、不祥事防止策の提言を行うこととした。

## 5. 仮説としての心理モデル

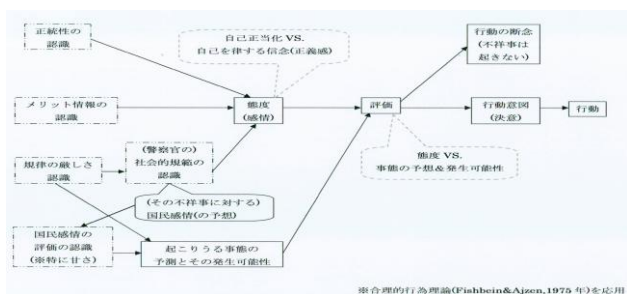


図 1 悪魔のささやき解明モデル

今回私が提案する警察官が不祥事を引き起こす仮説心理モデルは左下の図である。私はこのモデルを『悪魔のささやき解明モデル (Elucidation of the devil whispers model)』と命名した。

本モデルは合理的行為理論を改良した物である。

合意的行為理論(TRA: theory of reasoned action)とは1975年にフィッシュバイン(Fishbein)とエイゼン(Ajzen)が提唱した、熟慮行動理論とも呼ばれる社会心理学の理論である。

この理論は人間の行動(行為)はその人間の意思の完全な制御下にあるという条件下において『行動への態度(感情)』と『主観的規範(その行動を起こすべきか否かの社会的圧力の有無や程度)』という2つの変数によって『意図(その行動を行おうとする決意の程度)』が決定され、実際の行動へと繋がるとする理論である。

しかしこの理論では『態度』の構成要素が不明瞭であり、また正統性(その行為を行う際の理由や大義名分のこと。社会一般に認められる『正当性』とは限らない)の概念がなく、またどのような状況下で不祥事を起こそうとするのかを説明できないため、合意的行為理論をそのまま利用することはできない。

そのため本モデルでは『態度』の構成要素(態度の行為理論)並びに『正統性』、『起りうる事態の予測とその発生可能性』、『評価』などを加え、再構成した。

本心理モデルの概要は以下の通りである。

警察官が不祥事を起こすことを決意(本心理モデルの『行動意図』に相当する)するのは、『態度』と『起りうる事態の予測とその発生可能性』という2つの変数要素を『評価』し、不祥事を起こした方がより利益を得ることができると判断した場合に限られる。

ここで言う『態度』とはその不祥事に対してその警察官が示す感情のことであり、不祥事を起こそうとする警察官は不祥事に対して肯定的な反応を示す。つまりこの部分は『(不祥事への)自己正当化』と『自己を律する信念(正義感)』がせめぎあう場であり、一般の警察官の場合は『正義感』が勝るため通常不祥事は起きない。

そして『態度』はその不祥事を起こす理由、大義名分の有無や程度を示す『正統性の認識』、その不祥事を起こすことによるメリットの有無や程度を示す『メリット情報の認識』、その不祥事を起こすべきか否かについての社会的圧力の有無や程度を示す『(警察官の)社会的規範の認識』という3つの変数要素によって決まる。

なお『(警察官の)社会的規範の認識』は『規律の厳しさ』と、

間接的にはあるが『(その不祥事に対する) 国民感情 (の予想)』の影響を受ける。またこの認識は合理的行為理論での『主観的規範』に相当する要素であり、『態度』とは別の概念とされているが、検討の結果、『態度』に作用していると考えられるので再構成した。

『起こりうる事態の予測とその発生可能性』とはその不祥事を実行に移した場合とそうでない場合での、起こる事態の予測とその発生可能性のことであり、その不祥事に対する処罰の有無や厳しさの程度を示す『規律の厳しさの認識』とその不祥事に対する国民感情の評価の有無や程度を示す『国民感情の評価の認識』の2つの変数要素によって決まる。警察当局は世論(国民感情)に神経をとがらせており、不祥事に対する処罰に大きな影響を与える。

なお『国民感情』は変数要素ではあるが警察当局及び警察官は関与することはできない。

以上の要素が相互に作用しながら、その警察官が不祥事に走るか否かを決定される。

### 6. 過去の事例への心理モデルの適応と有効性の検証

本稿では『神奈川県覚醒剤使用警官隠蔽事件』における、主犯である当時の神奈川県警本部長 (以下 W 本部長と言う) の心理状況を当てはめたモデルを扱う。

本事件は 1999 年に発覚した神奈川県警の一連の不祥事のうち、W 本部長の指示による、警察官の覚醒剤の所持及び使用事件をもみ消した不祥事のことである。

1996 年 12 月 13 日未明、神奈川県警警備部外事課の警部補 (以下 A と言う) が以前から不倫関係にあった女性と共に県警本部に現れた。A の意味不明な言動から覚醒剤の使用及び所持が疑われたため、一部不適切な行為があったものの、当初は立件に向けた捜査が行われ、注射器や覚醒剤のような粉末の入ったアルミホイルの包みなどの証拠も押収されていた。しかし 16 日午前中、W 本部長が監察室室長らに対し「(本件を事件化することなく) A を一日も早く辞めさせるように」という指示を出したため、県警幹部は事件の隠蔽工作を開始、押収していた覚醒剤などは違法に廃棄され、その上 A を一週間近くに渡ってホテルに匿った。

結局当時は事件化することなく A を 17 日付けで不倫を理由に論旨免職とすることで決着がついた。

しかし 1999 年 9 月に本事件が発覚し、後に W 本部長以下、当時の県警上級幹部ら 5 人が犯人隠匿罪で起訴され、執行猶予付きながらも有罪判決を受ける前代未聞の不祥事となった。

事件当時 W 本部長は関東管区警察局長への栄転がほぼ決まっており、実際に事件翌年の 1997 年 1 月に関東管区警察局長に栄転、最終的には警察大学校長まで出世し、1999 年 2 月に退職した。

また公判において W 本部長は『間違った職場愛』から揉み消しの指示を行ったと証言している。

さらに当時の神奈川県警内には、不祥事隠蔽のための不適切な不祥事対応マニュアルが存在していたことも判明している。

以上が本事件の概要であるが、それを心理モデルに適応した物がない下のモデルである。

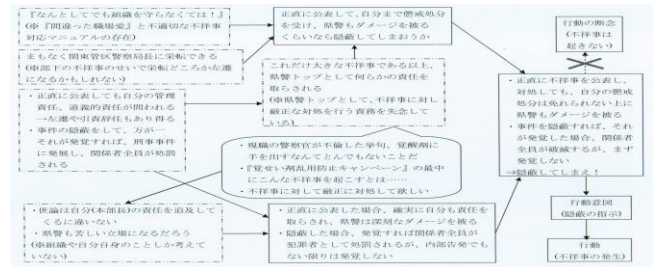


図 2 W 本部長が事件隠蔽の指示に至る過程心理モデル

### 7. 6 の事例の考察

本件の場合、W 本部長は A の不祥事が社会に与える影響の重大性や自身のおかれた立場を認識していた一方、もっぱら組織防衛や自身の保身に注意を払い、『不祥事への厳正な対処』という、県警トップとしての責務を放棄していたことが分かる。

これは当時の神奈川県警では『不祥事をできるだけ隠蔽する』という、不適切な組織風土が蔓延していたことが背景にある。

また本人には非がなく、正直に事実を公表し、厳正に不祥事に対処したとしても『道義的責任』や『管理責任』の名の下に懲戒処分を被る恐怖から、かえって W 本部長を不祥事へと走らせたしまった、『厳し過ぎる規律』も事件隠蔽の原因の 1 つであろう。

### 8. 6 の事例に対する提言

- 本稿では 6, 7 の各項目で取り扱った内容のみを記述する。
- 不祥事に関わっていない警察幹部の責任の範囲の明確化 (※管理責任及び道義的責任の範囲を限定する)
  - 国民に対する説明責任と真相究明責任、再発防止策の実施の責任を明確化 (※不祥事隠蔽は重く処罰する)
  - 隠蔽体質の排除 (※『建前』のみの無謬性』の排除)

### 9. 今後の課題

今回の研究では時間の関係から、一部の偏った性質の不祥事事案しか扱えなかった。また、今回作成した心理モデルを実務で実際に使用し、その有効性を証明する必要がある。

機会があれば警察当局の協力を得て、実地において、様々な事例に対して使用してみたいと思う。

### 主な参考文献

[1] 安村隆司 (2010.12) 『明日の警察責務 (改訂版)~時代の要請に応える警察であるために~』 立花書房

[2] 久保博司 (2000.6) 『日本の警察がダメになった 50 の事情』 (別冊宝島 Real #001) 宝島社

[3] 田中洋 (2008.9) 『消費者行動論体系』 中央経済社

他多数につき割愛